

令和9年度 伯耆町放課後児童クラブ（岸本・溝口・八郷）利用申込受付

年度当初（令和9年4月1日）からの通年利用について、下記のとおり受付しますので、利用希望がある場合は必要書類等をご用意のうえ、お申込みください。

ご不明な点につきましては、「9. 担当課及び問い合わせ先」にご連絡ください。

1. 各施設の定員や開所時間など

「放課後児童クラブ（岸本・溝口・八郷）の概要」を参照してください。

2. 申込期間 令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）

3. 申込方法 I. WEB申込（鳥取県伯耆町電子・届出システム）

※右のQRコードからアクセスしてください。

※利用には、利用者登録が必要です。

II. 紙による申込



4. 受付窓口 【II. 紙による申込の場合】伯耆町役場（本庁舎） 福祉課

5. 提出書類等（申込児童が複数いる場合は、児童1人ずつお申込みください。）

【I. WEB申込】 必要事項に入力と必要書類を添付して、福祉課に申込。

【II. 紙による申込の場合】

下記の申請書類に必要事項を記入の上、添付書類をあわせて申込。

①利用許可申請書

②個人カード

③入所調査票

④同意書

⑤各種証明書

記入の際には、**記載例**を参考にしてください。

→「5. 児童を家庭で保育できないことを証明するために必要な書類」を参照。

【その他】

- ・様式は、伯耆町ホームページからダウンロードができます。
- ・書類の提出後、利用許可申請書などに記載した内容から変更（例：就労先や住所・家族構成の変更、就労先や雇用期間の変更）があった場合は、担当課までご連絡ください。変更の内容により、追加で書類を提出していただく場合があります。

6. 児童を家庭で保育できないことを証明するために必要な書類

(1) 必要な方…65歳未満(R9.4.1時点の年齢)の同居の世帯員全員(学生を除く)

(2) 必要な書類

家庭外で働いている場合	・就労証明書
自営業・農業等に従事、家庭内で内職している場合	・自営業(個人又は法人経営者)・農業・その他就労状況申告書 ・前年の確定申告書などの業務を行っていることが分かる書類
妊娠出産(前後8週)・疾病の場合	・母子手帳の写し又は医師の診断書
疾病・障がい者の場合	・医師の診断書、障害者手帳等の写し
病人の介護をしている場合	・介護・看護申立書 ・医師の診断書、介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し
求職中の場合	・確約書

※下記に該当する場合は、世帯の状況確認のため、以下の書類の提出をお願いします。

ひとり親家庭の場合	・児童扶養手当証書などのひとり親世帯が分かる書類の写し
生活保護受給者の場合	・生活保護受給証明書

※育児休業中の場合でも、家庭での保育が困難な場合は利用することが可能です。

※その他、必要に応じて追加で提出をお願いする書類がある場合があります。

注意事項

○求職中の方について

次の条件を付しての利用許可となりますのでご了承ください。

- ・定員を超えて利用希望があった場合は、速やかに利用を取りやめること。
- ・1ヶ月以内に就労証明を提出すること。できない場合は、1ヶ月ごとに就職活動の状況を報告すること。
- ・就労先が決定した場合は、できるだけ早く就労証明書を提出してください。

7. 利用調整

定員を上回る申込があった場合、申請理由や家族の状況、児童の学年などにより、利用調整を実施します。

8. 今後の予定

- ・利用決定・・・2月下旬～3月上旬(利用許可書を送付します)
- ・利用説明会・・・2月下旬～3月中旬(後日、お知らせいたします)

9. 長期休業（夏・冬・春休み）中のみ・年度途中からの利用

定員等を超過していない場合のみ受け付けます。年度内で状況は変わりますので、事前に担当課にお問い合わせの上、申請をしてください。

※長期休業中のみ・年度途中からの利用をお考えの方は、今回、利用申請をしていただく必要はありません。長期休業中のみの利用申請の受付については、各長期休業前に、伯耆町ホームページ等で周知を行います。

10. その他

申込後、児童の状況や申込内容等で確認が必要なことがありましたら、問合せや面接を行う場合があります。

11. 担当課及び問い合わせ先

伯耆町役場 福祉課 子育て支援室 電話（０８５９）６８－５５３３